

平成 24 年 1 月 11 日

保護者 様

湯浅町立湯浅小学校

## インフルエンザによる出席停止についてのお知らせ

初春の候、平素は学校教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さてインフルエンザが各地で流行しています。インフルエンザにかかると学校保健安全法によって、学校に来てはいけない決まりになっています。この場合の欠席期間は、出席停止扱いとなり欠席にはなりません。

お子様が医療機関でインフルエンザと診断された場合、湯浅町では下記のように目安を設けています。医師の治癒証明書の提出は必要ありませんが必ず電話等で学校まで連絡をお願い致します。

なお、感染拡大を予防するため、下記の基準に基づいて出席停止となりますので御協力の程よろしくお願いいたします。

### 記

#### [インフルエンザによる出席停止期間の目安]

- ・出席停止日数は、解熱後 2 日（48 時間）を経過するまでです
- ・医療機関による治癒証明書は、原則不要ですが、上記の停止期間を 厳守するため及び肺炎等の合併症の有無を診察するために出席前には医療機関を再診するようお願いいたします。